

議第 89 号

呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 略</p> <p>第 6 章 医療保護施設（第 39 条）</p> <p>第 7 章 雑則（<u>第 40 条</u>）</p> <p>付則</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 5 章 略</p> <p>第 6 章 医療保護施設（第 39 条・<u>第 40 条</u>）</p> <p>第 7 章 雑則（<u>第 41 条</u>）</p> <p>付則</p> <p><u>（就業環境の整備）</u></p> <p><u>第 8 条の 2 保護施設は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第 8 条の 3 保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の</u></p>

<p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>変更を行うものとする。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>保護施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>
<p>(衛生管理等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p> <p>第7章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第40条 略</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。</u></p> <p>第40条 <u>医療保護施設については、第3条から第10条までの規定は、適用しない。</u></p> <p>第7章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第41条 略</p>

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の呉市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第8条の3の規定の適用については、同条中「講じなければならない」

とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第18条第2項（新条例第26条、第32条及び第38条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは、「講ずるよう努めなければならない」とする。

(提案理由)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。